

## 【件名】フィリップ首相及び6大臣による外出規制緩和に関する説明

●5月7日、防衛閣議にて、5月11日からの外出制限緩和が決定され、フィリップ首相及び6大臣による外出規制緩和に関する説明があったところ、概要をお知らせします。

●今般の首相の発表を受け、各県においてとられる具体的な措置についてはそれぞれ各県毎に発表される予定です。当館管轄区域内の発表については別途概要をお知らせする予定ですが、当館HPにある各行政機関の発表にご留意ください。

●フランス全土は赤ゾーンと緑ゾーンの2つに分けられ、各ゾーンで制限緩和のあり方が異なる。赤ゾーンは、イル・ド・フランス圏、グラン・テスト圏、ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ圏、オート・ド・フランス圏、海外県のマイヨット県。

●公共交通機関における11歳以上の者のマスク着用を義務化。違反者は135ユーロの罰金。

●5月11日から、マイヨット県を除き、日常の外出に関しては証明書携行不要。

●ただし、居住地から直線距離100キロ以上の移動に関しては、職業上の理由や家族のやむを得ない理由を除き禁止。新たな証明書は、内務省HPから紙媒体及び電子媒体でダウンロード可能。違反者は135ユーロの罰金。

●100キロ以上の移動であっても、居住地の県内なら許可。コントロールの際に提示できるように、居住地を示す、住居契約、住所付請求書、小切手等を証明として携行すること。

●仏国内に入る者（注：国籍問わず、別途定める感染流行地域からの入国の場合）について、原則14日間の隔離（quatorzaine）を実施。現時点では、シェンゲン圏からの入国は隔離対象外。

（首相・保健大臣）

●本日の防衛閣議にて、5月11日からの外出制限緩和が決定された。仏全土は赤ゾーンと緑ゾーンの2つに分けられ、各ゾーンで制限緩和のあり方が異なる。

・ゾーン分けは、1. ウイルスの流行、2. 病院の受け入れ能力、3. PCR検査の能力という基準に基づきなされた。

・赤ゾーンは、イル・ド・フランス圏、グラン・テスト圏、ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ圏、オート・ド・フランス圏、海外県のマイヨット県。赤ゾーンでは引き続き、中学や公園は閉鎖。マイヨット県及びイル・ド・フランス圏では特別な注意が必要。マイヨット県では外出制限緩和の日付は5月11日より後となる。

・緑ゾーンにおいては、6月上旬から、レストランやカフェ、高校が再開する可能性がある。

(当館参考：仏全土ゾーン分け地図

[https://www.gouvernement.fr/sites/default/files/cimages/carte\\_deconfinement.png](https://www.gouvernement.fr/sites/default/files/cimages/carte_deconfinement.png) )

●高齢者や脆弱な者について、5月11日以降、外出制限を命じることはないが、各自の判断で責任を持って行動。

●仏全土においてPCR検査の能力は十分であり、医療保険で100%カバーされる。ドライブスルー形式や家での検査も可能となる予定。症状が出たら医者に相談し検査を受け、結果が出るまでは外出しないこと。

●仏全土においてPCR検査の能力は十分であり、医療保険で100%カバーされる。ドライブスルー形式や家での検査も可能となる予定。症状が出たら医者に相談し検査を受け、自宅またはホテルでの隔離(isolement)が必要。右は、少なくとも8~10日、症状がなくなってから2日間の期間。複数人で生活している場合、一室に閉じこもり、他の同居人と接触を避ける等注意をする。

・検査結果が陽性の場合、医者が状況をフォローし、結果が陰性の場合でも、医者と対応ぶりを決める。

・陽性患者と接触した場合：自主隔離し、接触後7日後に、無症状の場合でもPCR検査を受けること。

●4. 75億ユーロをEHPAD勤務者の特別手当として新たに拠出。

(教育大臣)

●小学校については、5月11日以降、100万人の生徒が学校に戻り、13万の教師がそれに対応する。この数字は、仏国内の50,500校の内の80~85%にあたる。

●中学校については、緑ゾーンにおいては5月18日から開校する。

●高校については、緑ゾーンにおいては、6月上旬から開校する可能性がある。

●学年別に対応しつつ、授業進行に支障を来している生徒、医療従事者の子供等を優先すべき、詳細は各地域や教育機関に照会すること。

(交通大臣)

- 公共交通機関は、5月11日から本数を増やし、車内で乗客同士の物理的距離が確保できるようにする。
- 引き続きテレワークを推奨。出勤する場合でも、公共交通機関における混雑を防ぐために、勤務時間をずらす。
- 地域圏間の移動（S N C F）についても本数を増やすが、事前予約必須、収容能力の50%までしか乗車させない。
- 公共交通機関における11歳以上の者のマスク着用を義務化。違反者は135ユーロの罰金。

(内務大臣)

- 5月11日から、マイヨット県を除き、日常の外出に関しては証明書携行不要。
- ただし、居住地から直線距離100キロ以上の移動に関しては、職業上の理由や家族のやむを得ない理由を除き禁止。新たな証明書は、内務省HPから紙媒体及び電子媒体でダウンロード可能。違反者は135ユーロの罰金。
- 100キロ以上の移動であっても、居住地の県内なら許可。コントロールの際に提示できるように、居住地を示す、住居契約、住所付請求書、小切手等を証明として携行すること。
- EU国境に関しては新たな令まで閉鎖。仏国境については、国境労働者等の例外を除き、少なくとも6月15日までは引き続き閉鎖。
- 仏国内に入る者（注：国籍問わず、別途定める感染流行地域からの入国の場合）について、原則14日間の隔離（quatorzaine）を実施。現時点では、シェンゲン圏からの入国は隔離対象外。ただし、仏海外領土からの入国は対象。

(経済大臣)

- 5月11日、40万の企業、87.5万名の労働者が仕事に戻る。
- イル・ド・フランス圏を除き、40,000平方メートル以上の大型商業施設についても、地域圏知事の同意があれば再開可能。
- 連帯基金は5月末まで維持する。
- 小規模企業について、3月、4月、5月分の社会保険料・税の支払は免除する。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号：03-8852-8500

（フランス国外からは（+33）3-8852-8500）

メール：[consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp](mailto:consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp)（領事班専用）

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

（了）